

## 貯蓄預金スウィングサービス規定

1. 貯蓄預金スウィングサービス（以下「スウィングサービス」といいます。）は、貯蓄預金規定および普通預金規定にかかわらず、次により貯蓄預金と普通預金間の資金移動を自動振替により行います。
  - （１）普通預金口座から貯蓄預金口座への自動振替（以下「順スウィング」といいます）。
  - （２）貯蓄預金口座から普通預金口座への自動振替（以下「逆スウィング」といいます）。
  - （３）振替金額は、定額を振替える方式（定額方式）または指定残高を超える（あるいは下回る）金額を振替える方式（指定残高方式）のいずれかによります。
2. スウィングサービスによる預金間の自動振替は、次により取扱います。
  - （１）順スウィングでは、振替指定日に普通預金口座から貯蓄預金口座への振替を行います。  
ただし、振替指定日の当行が本サービスを行う時点で普通預金口座の残高（未決済の受入証券類の金額は除き、当座貸越極度額を含みます。）が振替金額に満たない場合には、ご契約者に通知することなく、その回の振替は行いません。
  - （２）逆スウィングでは、振替指定日に貯蓄預金口座から普通預金口座への振替を行います。  
ただし、振替指定日の当行が本サービスを行う時点で貯蓄預金口座の残高（未決済の受入証券類の金額は除きます。）が振替金額に満たない場合には、ご契約者に通知することなく、その回の振替は行いません。
3. 定額方式による振替金額は、1 千円単位とします。
4. 指定残高方式による指定残額は、0 円または 1 千円単位とし振替金額は 1 円以上とします。なお、逆スウィングの場合には、前記 2－（２）にかかわらず、貯蓄預金口座の残高（未決済の受入証券類の金額は除きます。）が指定残高の振替金額に不足する場合であっても振替を行います。またこの場合の振替金額は、1 千円以上 1 円単位とします。
5. 振替指定日に対応する応当日がない場合には、その月の末日をもって振替日とします。  
なお、振替指定日が銀行休業日に当たる場合には、その翌営業日を振替日とします。
6. スウィングサービスによる預金からの引落に際しては、貯蓄預金規定、普通預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出は要しないものとします。
7. スウィングサービスによる自動振替については振替済通知書等の発行は行いません。
8. スウィングサービス依頼書の内容を変更する場合またはスウィングサービスを解約する場合には、当行所定の書面によって届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
9. スウィングサービスは当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。  
ただし、当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によって行うものとします。
10. 最終の振替日から 2 年以上にわたりスウィングサービスの取扱いが生じなかった場合には、いつでも通知することなく、スウィングサービスの取扱いを解約できるものとします。
11. 相続の開始等、スウィングサービスの解約を必要とする相当の理由が生じた場合にはその理由が生じた日に、通知することなく、スウィングサービスの取扱いを解約できるものとします。
12. この取扱いについて、仮に紛議が生じても、当行の責めによるものを除き、当行は責任を負いません。

以 上